

# 特定非営利活動法人バイオグリッドセンター関西 定款

## 第1章 総 則

### (名 称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人バイオグリッドセンター関西という。  
但し、英文字では **BioGrid Center Kansai** と表記する。

### (事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

### (目 的)

第3条 この法人は、情報技術とバイオ、医療の融合分野における研究開発並びに教育普及活動を行うことを目的とする。また、当該分野において開発された技術や研究成果より生じた知的財産の管理及び活用事業を行う。さらに、これら知的財産に基づく研究開発型企業育成、起業家支援を行うことにより、当該分野における研究と産業の飛躍的成長に資することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、特定非営利活動促進法（以下法という）第2条別表第14号（情報化社会の発展を図る活動）、第15号（科学技術の振興を図る活動）、第16号（経済活動の活性化を図る活動）を行う。

### (事業の種類)

第5条 この法人は第3条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 大学等で開発された先進的情報技術の試行実施環境の提供。
- (2) 研究開発事業及び研究支援事業並びにそれらに必要な研究企画調査受託事業。
- (3) 開発された技術の教育普及事業。
- (4) 開発された技術、研究成果等の知的財産の管理及び活用事業。
- (5) 研究開発型企業の起業支援、育成事業。
- (6) 研究支援を目的とした人材紹介サービス。
- (7) その他目的を達成するために必要な事業。

## 第2章 会 員

### (種 別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって法における社員とする。

(1) 正会員

この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 賛助会員

この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(3) 特別会員

この法人に貢献があった者で、理事会の承認を受けた個人又は団体

### (入 会)

第7条 正会員、賛助会員及び特別会員として入会しようとする者は、入会申込書を理事長に提出して入会を申請しなければならない。

2 正会員は当法人の趣旨、目的に賛同し、情報技術とバイオ、医療の融合分野における研究開発又は研究成果の産業化に関して知識を有していなければならない。

3 理事長は正会員の入会申込については、遅滞無く理事会の承認を得なければならない。理事会は、その者が第2項に掲げる条件に適合すると認められるときは、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理事長がその理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

4 正会員以外の会員の入会申込については、理事長は正当な理由がない限り入会を認めるものとする。

### (入会金及び会費)

第8条 正会員及び賛助会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

3 特別会員については前2項の定めにかかわらず、理事会の承認を受ける事により、入会資格を得るものとする。但し、特別会員の入会要件及び資格期限については別途定める事とする。

### (資格の喪失)

第9条 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会員は、次条により除名された場合の他、次の事由により資格を喪失する。

(1) 団体の解散又は個人の死亡。

(2) 正当な理由なく会費を1年以上滞納し、理事会において支払い意思がないと認定したとき。

(除 名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、総会の議決に基づき除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
- (2) この法人の秩序を著しく害し、又は、公序良俗に反する行為をしたとき。
- (3) この法人の目的に反する行為をしたとき。

### 第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上20名以内
- (2) 監事 1名以上 2名以内

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において正会員の中から選任する。

2 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。

- (1) 理事長 1名
  - (2) 副理事長 2名から5名
- 4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

第13条 理事長は、この法人を代表し、その業務を統括する。

2 副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
- (2) この法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会又は所轄庁に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- (5) 1号、2号の点について理事に個別に意見を述べること。

(役員任期)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任は妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
  - 3 前2項の規定にかかわらず、任期の末日において後任の役員が選出されていないときは、その任期を、任期の末日後、最初の総会が終結するまで伸長する。

(欠員補充)

- 第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第17条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に理事会での弁明の機会を与えた上で、総会の決議に基づいて解任することができる。
- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
  - (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
  - (3) その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。
- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会で議決する。

(顧問)

- 第19条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、理事長の諮問に応じて助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
  - 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

## 第4章 総会

(総会の構成)

- 第20条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。
- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
  - 3 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

- 第21条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更
  - (2) 解散

- (3) 合併
- (4) 事業報告及び活動決算の承認
- (5) 役員を選任又は解任
- (6) 理事会から付託された事項
- (7) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面によって開催の請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号によって監事が招集する場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電子メール等をもって、すくなくとも5日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、理事長がこれを行う。但し、理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序により副理事長がこれを代行する。

(総会の定足数)

第25条 総会においては、正会員の3分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議決に加わることができない。

4 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電子メールをもって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会における書面表決等)

第27条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人とし

て表決を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(会議の議事録)

第28条 総会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 出席した正会員の数（書面表決者及び表決委任者については、その旨を明記する事）
- (4) 審議事項及び議決事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、その会議において出席した正会員の中から選任された議事録署名人2名以上が議長とともに署名押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面、ファクシミリ又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の機能)

第30条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 長期借入金その他新たな義務の負担及び権利の放棄。
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項。
- (3) 総会に付議すべき事項。
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項。

(理事会の開催)

第31条 理事会は、理事長が必要と認めたときに、理事長が招集する。

2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、理事長は、すみやかに理事会を招集しなければならない。

3 理事長が理事会を招集するときは、会議に付議すべき事項並びに日時及び場所を示して、開催日の5日前までに、理事に対し、文書、ファクシミリ又は電子メール等をもって通知しなければならない。但し、全理事の出席と同

意があるときは、この招集手続きを経ずして直ちに開催することができる。

(理事会の議事)

- 第32条 理事会の議長は理事長がこれにあたる。但し、理事長に支障があるときは、理事長が指名する理事がこれにあたる。
- 2 理事会においては理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。
  - 3 理事会の議事は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか理事現在数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところとする。
  - 4 理事会の議事については、事務局において議事録を作成し、議長及び出席理事の中から選任された議事録署名人1人が署名押印する。
  - 5 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議決に加わることができない。
  - 6 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
  - 7 前項の場合、その理事は出席したものとみなす。
  - 8 理事が理事会の目的である事項について提案した場合において、理事全員が書面、ファクシミリ又は電子メールをもって同意の意思表示をし、かつ、監事が異議を述べないときに限り、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。
  - 9 第4項の規定に関わらず、理事全員が書面、ファクシミリ又は電子メールにより同意の意思表示をしたことにより、理事会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
    - (1) 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容
    - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
    - (3) 理事会の決議があったものとみなされた日
    - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

- 第33条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に記載された財産
  - (2) 入会金及び会費
  - (3) 寄付金品および助成金
  - (4) 財産から生ずる収益
  - (5) 事業に伴う収益
  - (6) その他の収益

(資産の管理及び支弁)

- 第34条 この法人の資産は、理事会の議決を経て、理事長が管理する。
- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(活動予算及び決算)

第35条 この法人の事業計画及び活動予算は、理事会で決定する。これを変更する場合も同様とする。

2 活動決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。

3 会計の決算上、剰余金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(予備費の設定及び使用)

第36条 前条に規定する予算には、予算超過又は予算外の費用に充てるため、予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第37条 第35条第1項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業年度)

第38条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第39条 この定款を変更するときは、総会において正会員総数の2分の1以上が出席し、その正会員の4分の3以上の多数による議決を経なければならない。

(解 散)

第40条 この法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続き開始の決定
- (6) 所轄庁による認証の取消し

2 総会の決議により解散する場合は、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

(残余財産の処分)

第41条 この法人が解散（合併又は破産手続き開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総



会で議決したものに譲渡するものとする。

## 第8章 事務局

(設 置)

- 第42条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。
- 2 事務局には所要の職員を置く。
  - 3 事務局の職員は理事長が任免する。
  - 4 理事は職員を兼職することができる。
  - 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備付け書類)

- 第43条 事務局は事務所において、役員名簿、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備え置かなければならない。
- 2 事務局は毎事業年度初めの3か月以内に、前年度における下記の書類を作成し、これらを、その翌々事業年度の末日までの間、事務所に備え置かなければならない。
    - (1) 前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表及び活動計算書
    - (2) 年間役員名簿（前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所を記載した名簿）
    - (3) 前号の役員名簿に記載された者のうち前事業年度において報酬を受けたことがある者全員の氏名を記載した書面
    - (4) 前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名（法人にあってはその名称及び代表者氏名）及び住所または居所を記載した書面

(閲 覧)

- 第44条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

## 第9章 雑 則

(公 告)

- 第45条 この法人の公告は主たる事務所に掲示する他、官報においてこれを行う。
- ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

(委 任)

- 第46条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は総会の議決を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員並びにその役職は、第12条第1項及び第3項の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。
- 3 この法人の設立初年度の事業計画及び収支予算は、第35条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 4 この法人の設立初年度の事業年度は、第38条の規定にかかわらず、成立の日から平成16年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
  - (1) 正会員

（団体会員）	入会金 100,000 円	会費年額 一口 100,000 円
（個人会員）	入会金 10,000 円	会費年額 一口 10,000 円
  - (2) 賛助会員

（団体一般会員）	入会金 100,000 円	会費年額 一口 100,000 円
（団体ベンチャー会員）	入会金 50,000 円	会費年額 一口 50,000 円
（個人会員）	入会金 10,000 円	会費年額 一口 10,000 円
  - (3) 特別会員

	入会金 0 円	会費年額 0 円
--	---------	----------

## 附 則

この定款は、平成16年7月21日から施行する。